

国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて

〔 財 関 第 747 号 〕
〔 平成 23 年 6 月 30 日 〕

国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いを下記のとおり定めたので、平成 23 年 7 月 1 日からこれにより処理されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて」（昭和 62 年 4 月 8 日蔵関第 353 号）は廃止する。

記

1．対象となる航空貨物用輸送器具

本通達は、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices、以下「ULD」という。）であって、国際的に統一された規格及び付番方法により管理されるものについて適用する。

2．外貨ULDの取卸し及び積込み

外国貨物であるULD（外国貿易機から仮陸揚されるもの及び仮陸揚された後外国貿易機に積み込まれるものに限る。以下「外貨ULD」という。）については、当該ULDを管理する者が、外貨ULDについての帳簿を設け、次の事項を記載することにより、便宜、関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 21 条の規定による仮陸揚の届出があったものとして取り扱う。

（取卸しの場合）

- イ 取卸年月日
- ロ 取卸しをした航空機のフライト番号
- ハ 蔵置場所
- ニ ULDの種類別取卸個数

（積込みの場合）

- イ 積込年月日
- ロ 積込みをした航空機のフライト番号
- ハ ULDの種類別積込個数

3．外貨ULDを運送する場合の取扱い

税関空港に置かれている外貨ULDを、他の税関空港へ運送する場合（保税地域又は保税地域以外の場所を経由して税関空港へ運送する場合を含む。）の取扱いについては、次による。

発送地のULDを管理する者は、外貨ULDについての帳簿に次の事項を記載することにより、当該管理する者の責任において税関空港外への運送を行って差し支えな

い。

イ 発送年月日

ロ ULDの発送個数及び記号、番号

ハ 運送先（経由地がある場合には経由地を含む。）

上記により運送されたULDの到着地のULDを管理する者には、外貨ULDについての帳簿に次の事項の記載を求めるものとする。

イ 到着年月日

ロ ULDの到着個数及び記号、番号

ハ 蔵置場所

ニ 発送地（経由地がある場合には経由地を含む。）

なお、当該ULDの税関空港到着後の取扱いについては、前記2．に準じて取り扱うものとする。

また、当該ULDに貨物を詰めて行う運送（輸入許可済貨物の配送先を経由する運送、輸出許可前貨物の集荷地を経由する運送等）を妨げるものではないこと、及び貨物の詰込み又は取り出し等の関係から当該配送先及び集荷地等に、一時的に蔵置する場合には、これを保税運送途上の貨物として取り扱うこととなるので留意する。

4．内貨ULDの積込み及び取卸し

外国貿易機に内国貨物であるULD（以下「内貨ULD」という。）を積み込む場合には、便宜、法第23条第1項後段に準じて処理することとし、当該ULDを管理する者に、1年間に見込まれる内貨ULDの積込みについて、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みを行う税関空港を管轄する税関官署の長に申告することを認めるものとする。

上記の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160号）2通の提出を求め、承認したときは、うち1通に承認印を押なつて承認書として申告者に交付するものとする。

内貨ULDを管理する者が、内貨ULDについての帳簿を設け、次の事項を記載することにより、便宜、積込明細書の提出があったものとして取り扱う。

イ 積込年月日

ロ 積込みをした航空機のフライト番号

ハ ULDの種類別積込個数

外国貿易機から内貨ULDを取卸しする場合には、内貨ULDを管理する者に、内貨ULDについての帳簿に次の事項の記載を求めるものとする。

イ 取卸年月日

ロ 取卸しをした航空機のフライト番号

ハ ULDの種類別取卸個数

5．ULDの在庫把握等

ULDを管理する者には、ULDの在庫状況及び税関空港外への搬出入状況について、前記2．から4．までの記帳により確実に把握するよう求めるものとする。

ULDを管理する者が設けるULDについての帳簿は、外貨及び内貨を一括して、又は電磁的記録により作成し保存することを認めて差し支えない。この場合においては、ULDを管理する者に、税関から求めがあった場合には、速やかにその内容を提示するための措置を求めるものとする。

保税取締りを担当する部門は、必要に応じ、帳簿の検査等によりULDの在庫確認を行うものとする。

帳簿の検査等によりULDの管理状況（記帳等）が不十分と認められる場合には、保税取締りを担当する部門又は監視取締りを担当する部門は、ULDを管理する者を適切に指導するものとする。